求職者支援訓練申請に関するチェックリスト

このたびは求職者支援訓練の申請を検討いただき、誠にありがとうございます。

基本的な要件に該当しているかチェックリストにより確認をお願いいたします。

確認できましたら、入力済みのチェックリストを

Chiba-vcq@jeed.go.jp

あて送信いただきますようお願いいたします。

折り返しこちらからご連絡いたします。

|  |  |
| --- | --- |
| フリガナ |  |
| 法人名 |  |
| フリガナ |  |
| 所属・担当者 |  |
| 電話番号 |  |
| メールアドレス |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 申請予定分野 |  |
| 予定訓練期間 | か月 |
| 予定定員 | 　人 |
| 申請希望時期 | 　月開講以降 |
| 訓練施設の住所 |  |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | Ｎｏ． | 内容 | 該当する | 該当しない | わからない |
| 訓練実績 | １ | 認定を受けようとする求職者支援訓練について、訓練開始日からさかのぼって３年間に、社外・一般の方を対象とした職業訓練（就業に必要な技能や知識）を適切に行った実績がある。（例：有料訓練／他の都道府県における求職者支援訓練／委託訓練／その他）（社内研修は対象外） |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 該当する場合は訓練期間・時間・内容を入力→　　　か月・　　　時間内容　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）※訓練実績においては、申請を検討する訓練の７割以上の期間・時間を確保している事が必要。 |  |  |  |
|  | Ｎｏ． | 内容 | 該当する | 該当しない | わからない |
| 教室 | ２ | 教室の面積（内法面積）は１人当たり１．６５㎡以上ある。 |[ ] [ ] [ ]
|  | ３ | 教室は全面禁煙である。 |[ ] [ ] [ ]
|  | ４ | 教室は床から天井まで完全に仕切られており、他の部屋等の電話や話し声等の音が聞こえない状態である。（消防法に抵触する場合は抵触しない高さまで仕切られている） |[ ] [ ] [ ]
|  | ５ | （パソコンを使用する訓練のみ）人数分のパソコンを設置する。 |[ ] [ ] [ ]
| 事務室 | ６ | 事務室は教室と同一の建物内か、徒歩７分（560ｍ）以内の建物内にある。 |[ ] [ ] [ ]
|  | ７ | 事務室は教室とは完全に分離している。（衝立・簡易パーテーションは不可） |[ ] [ ] [ ]
|  | ８ | 個人情報の保護のため、事務室が施錠できるまたは施錠できる書庫がある。 |[ ] [ ] [ ]
|  | ９ | 教室のある建物内に男女別のトイレおよび洗面所がある。 |[ ] [ ] [ ]
| 講師 | 10 | 定員３０名あたり１名以上、実技は１５名あたり１名以上講師を配置する。 |[ ] [ ] [ ]
|  | １１ | 講師は担当する科目についての業務経験・指導経験がある。 |[ ] [ ] [ ]
| 人員配置 | １２ | 問い合わせ等に対応する者として、事務担当者が常駐する。 |[ ] [ ] [ ]
|  | １３ | キャリアコンサルタント資格を持つキャリアコンサルティング担当者を配置する。 |[ ] [ ] [ ]
|  | 14 | 訓練施設責任者、就職支援責任者、講師又は事務担当者のいずれかが職業訓練サービスガイドライン研修を受講しており、有効期間内である。※いずれの役職も申請者との直接雇用関係が必要。 |[ ] [ ] [ ]
| その他 | 15 | 求職者支援訓練は、主に雇用保険を受給できない特定求職者の方が対象であることを知っている。 |[ ] [ ] [ ]
|  | 16 | 求職者支援訓練では、修了者の雇用保険適用就職率が基準を複数回下回ると申請が一定期間できなくなる場合があることを知っている。 |[ ] [ ] [ ]
|  | 17 | 租税の納付を適切に行っている。 |[ ] [ ] [ ]
|  | 18 | 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項に規定する風俗営業又は同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行っていない。 |[ ] [ ] [ ]

このチェックリストに記載があるのは認定要件のうち主な項目であり、他にも要件がございます。

開講月ごとに定員の上限が設定されるため、申請が多数あった場合はすべての基準を満たしていても認定されないことがあります。